

令和 3 年 4 月採用

芦屋市企業職員 医療専門事務職 募集要項



市立芦屋病院では、このような人材を求めています！

- 今後の芦屋病院を担う、幹部候補生となる人
 - 企画力やマネジメント能力を有する人
 - 職場内コミュニケーションを大切にし、向上心があり真面目に取り組む人
 - 自ら考え行動する人
-

1 採用人員・受験資格

(1) 採用人員

◇医療専門事務職 若干名

※業務内容は、総務業務（人事・労務・財務・会計・企画）及び医事業務等

(2) 受験資格者

平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法による高等学校以上を卒業した後、民間企業等での経験が通算して3年以上ある者、または令和3年3月までに学校教育法による高等学校以上を卒業見込みの者。

※正社員、契約社員、派遣、嘱託・臨時的任用職員など、勤務形態を問わず、民間企業等（民間会社、公益法人、NPOその他の団体（国・地方公共団体を含む）など）での経験が通算して3年以上であれば受験資格があります。

<注意>①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者は応募できません。

②採用時には通勤可能な地域に住居を定めてください。

2 受験手続

(1) 申込書類

① 芦屋市企業職員採用試験受験申込書（縦4.5cm・横3.5cmの上半身脱帽の写真を貼ること。）

② 受験票（①と同じ写真を貼ること。）

③ 最終学歴の卒業証明書または卒業見込証明書（二次試験受験者のみ提出）

※ 申込書類は当院ホームページからもダウンロード出来ます。 <http://www.ashiya-hosp.com/>

(2) 受付期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月15日（金）まで

※ 郵送による受験申込みの場合には、必ず長形3号の返信用封筒（返送先明記の上84円切手を貼ること）を同封し、上記期間内に必着のこと。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申込みにご協力をお願いします。

(3) 受付時間・場所

午前9時～午後5時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

〒659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院 事務局総務課管理担当（電話 0797-31-2156(代)）

3 試験日時・内容・会場

	試験日時	試験会場	試験内容
一次試験	令和3年1月22日（金） 12時30分集合	市立芦屋病院 病棟2階 講堂	基礎能力、事務能力、 パーソナリティー、小論文
二次試験	令和3年2月4日（木） ※詳細は、一次試験合格者に対して別途通知します。		個人面接

※全ての試験において、受験者数に応じ会場や集合時間を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

変更の場合は、連絡します。

4 持参するもの

受験票、筆記用具（HB鉛筆・消しゴム）

5 採用後の待遇

基準月収（令和2.4.1現在） （給料＋地域手当）	高校卒【新卒の場合】 178,250円 大学卒【新卒の場合】 210,105円 大学卒【3年間正規職員（事務職）として社会人経験ありの場合】 231,725円 ※当院規定により過去の職歴を考慮します。
期末勤勉手当（賞与）	年間4.45月分（令和2年度実績） 支給期：6月、12月
その他の手当	扶養手当（子10,000円、子以外6,500円）、住居手当（最高28,000円）、通勤手当（最高55,000円）、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当（年末年始手当等）等をそれぞれの規定に基づき支給します。
昇給等	原則年1回定期昇給（給与改定は不定）

6 勤務条件・福利厚生

- (1) 勤務 月曜日～金曜日 8時45分～17時15分
- (2) 休暇等 週休二日制、年次休暇（最高21日）、夏季休暇、フレッシュアップ休暇、結婚休暇、忌引休暇、看護休暇、介護休暇等
- (3) 福利厚生 社会保険完備（兵庫県市町村職員共済組合）、互助会、貸付制度（資格支援）、院内保育所等

7 採用予定日

令和3年4月1日

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、開示請求をすることができます。

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票・運転免許証）を持参のうえ、必ず受験者本人が請求してください。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
一次試験	不合格者	総合得点 及び順位	採用試験結果通知の 発送日から1か月間	市立芦屋病院 事務局総務課管理担当
二次試験	受験者本人			

地方公務員法第 16 条(欠格条項)抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

★受付及び問合せ先★

〒659-8502

芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院

事務局総務課管理担当

TEL:0797-31-2156

JR 芦屋駅又は阪急芦屋川駅
から、阪急バス「芦屋病院前」
で下車

